

会員各位

一般社団法人 東京都新宿区四谷牛込歯科医師会

会長 入交



四谷牛込通信 10 月号

※令和 7 年度東京都医療機関等物価高騰緊急対策支援金の実施について

(歯科診療所：スケジュール予定)

- ・詳しくは 8 月 22 日に送付しました資料をご確認ください
- ・東京都による支援金 78,000 円 (歯科診療所)
- ・昨年度の 15 万円に引き続き、対象期間「R7.4.1～R7.9.30」として実施
- ・東京都から対象医療機関に対し、案内はがきが令和 7 年 8 月 15 日 (金) に発送済
- ・申請方法及びスケジュール (予定)

① J グランツ申請

(J グランツ申請を希望する場合は、WEB 申込の必要はありませんのでご注意ください)

※J グランツ申請フォーム (10 月 20 日 (月曜日) 締切)

10 月 1 日 (水曜日) に公開

J グランツ申請における web による事前申込は令和 7 年度より不要

10 月 1 日 (水曜日) 交付申請兼実績報告受付開始

10 月 20 日 (月曜日) 交付申請兼実績報告書提出期限

12 月以降 支援金支給

②書面申請

8 月 18 日 (月曜日) ～ 9 月 16 日 (火曜日) 締切厳守

Web による事前申込開始 (印鑑証明書が必要)

(申込内容の審査完了後、順次交付申請兼実績報告書提出の御案内を送付)

※ J グランツ申請フォームと書面申請用 web 事前申込フォームで申請フォームが異なりますのでご注意ください。

10 月 1 日 (水曜日) 交付申請兼実績報告受付開始

10 月 20 日 (月曜日) 交付申請兼実績報告書提出期限

12 月以降 支援金支給

※在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業

○詳しくは 8 月 1 日送信済のメールをご確認下さい。

[在宅医療現場における防犯機器等導入支援事業|民間医療機関向け補助金概要|東京都保健医療局](#)

1 補助対象者

- ・都内に開設し、訪問診療を実施している病院、診療所及び歯科診療

2 対象経費

- ・訪問診療時のセキュリティ確保に必要な防犯機器の初度整備に係る費用

対象となる防犯機器

(1) 防犯ブザー

危険を察知した際に大音量で周囲に知らせるための端末

(2) 防犯ボタン付きセキュリティ端末

位置検索機能及び緊急時における警備会社への通報機能を有する端末

(3) ボイスレコーダー

ハラスメント行為を録音するために使用する機器

※申請にあたっては補助対象製品のカタログ及び見積書（補助対象製品の金額がわかる資料）のご提出が必要になります。

・併給の取扱い

対象経費が重複する他の補助金等を受給する又は受給した場合は補助対象外となります

3 基準額及び補助率

基準額：1 医療機関あたり 10 万円

補助率：2 分の 1

※ 補助上限額は、1 医療機関あたり 5 万円になります。

令和 7 年 8 月下旬～9 月上旬頃、交付申請受付開始予定

本補助金の実施要綱及び交付要綱については、下記ホームページから御確認ください。

【保健医療局ホームページ】

(URL) https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/jigyo/h_gaiyou/iryo-bouhan

*** 学 術 ***

1) 令和 7 年度 第 1 回学術講演会のお知らせ

日時：令和 7 年 11 月 14 日(金) 19:30～

形式：WEB 配信（招待状の URL は後ほどお送りいたします）

四谷牛込歯科医師会館での視聴のいずれか

演題：「ノンメタルクラスプデンチャーの適応と臨床

～パーシャルデンチャーがうまくなる～」

講師：谷田部 優先生（千駄木あおば歯科、東京科学大臨床教授）

*** 公衆衛生 ***

1) 在宅歯科・かかりつけ歯科コーディネート報告書と医療連携調査票に該当する先生は、保険委員会時にご提出ください。

2) 次回保険委員会時（10月8日）は

「**歯科健康診査・後期高齢者歯科健康診査票**」

「**歯と口の健康チェック・フッ化物歯面塗布**」

「**妊婦歯科健康診査**」

の提出日です。

表紙を付けて必要事項を記入の上、提出して下さい。

歯科健康診査票、後期高齢者歯科健康診査票の提出が年 1 回から 2 回になりました。

9 月までの診査票を整備会時にご提出ください。

(注意)

毎回健診票の記入漏れ、間違いが多く見られます。提出前に必ずご確認ください。

記載の誤りが多い医療機関には、訂正の上、再提出していただくことになります。

また、提出が遅れた場合は入金が遅くなることがあります。

提出期日を厳守下さいますようお願いします。

*** 医療管理 ***

*** 保 険 ***

1) 保険委員会（旧整備会）開催について

日 時：令和7年10月8日（水）

★午後7時30分までにご提出下さいますよう、ご協力をお願いいたします。

※オンライン請求に移行した場合、お手数ですが事務局にご連絡ください。

※11月保険委員会開催は令和7年11月7日（金）の予定です。

2) 光ディスク、紙レセプトで請求を続ける場合は、猶予届の提出が必要になります。

※オンライン請求が基本的な請求方法となり、現在、光ディスク等や紙レセプトで請求を行っている医療機関も、オンライン請求への移行をご検討ください。

3) 各種指導について（新規・個別・集団個別・生保・監査）

【重要】指導実施通知の変更

今回の新規個別指導の実施通知より、通知内容が変更されてます（今後の個別指導も同様）

これまで当日持参であった「保険医療機関の概要」の内容が変更され、保険医療機関の現況となり、事前提出（郵送または電子メール）が求められております。

・ご不明点は会館までお問い合わせください。

※各種指導は対象医療機関には通知が郵送されます。

※当会はカルテ指導、指導立会いを致します。お早めに会館までご連絡ください。

※令和7年度生活保護法指定医療機関一般指導の実施について

対象医療機関には東京都福祉局よりメールまたは郵送により、直接通知が送付されます。

1 対象指定医療機関

生活保護法指定医療機関のうち、下記のいずれかに該当する歯科診療所

① 令和7年度に指定更新の対象である指定医療機関

② 令和6年度に新規の指定を受けた指定医療機関

2 受講方法（動画視聴方式）

（1）受講期間：令和7年9月2日(火)から令和7年10月1日(水)まで

（2）受講対象者：管理者、医療扶助事務担当者又はこれに準ずる者

（3）受講内容：①動画の視聴、②受講確認アンケートの回答

3 問合せ先

東京都福祉局指導監査部指導第一課 指定医療機関指導担当

電話番号：03-5320-4074、4188

※詳細は東京都福祉局から対象医療機関へ届く通知をご確認ください。

4) 医療 DX 加算 10 月からどう変わる？マイナ保険証利用率は？電子カルテは？

※マイナ保険証利用率の実績要件を

令和 7 年 10 月から令和 8 年 2 月までと

令和 8 年 3 月から同年 5 月までの 2 つの時期に分けて新たに設定

※電子カルテ情報共有サービスの導入要件の経過措置を令和 8 年 5 月 31 日まで延長

※マイナ保険証利用率

マイナ保険証利用率			
利用率実績	R7. 1 月～	令和 7 年 7 月～	令和 7 年 12 月～
適用時期	R7. 4/1 ～ 9/30	R7. 10/11 ～ R8. 2/28	R8. 3/1 ～ R8. 5/31
加算 1・4 (11 点・9 点)	4 5 %	6 0 %	7 0 %
加算 2・5 (10 点・8 点)	3 0 %	4 0 %	5 0 %
加算 3・6 (8 点・6 点)	1 5 %	2 5 %	3 0 %

※利用率は支払基金から毎月メールで通知される。

「医療機関等向け総合ポータルサイト」にログインして確認することも可能

※電子カルテ情報共有サービス

医療 DX 推進体制整備加算及び在宅医療 DX 情報活用加算に係る

電子カルテ情報共有サービスの導入要件の経過措置が令和 7 年 9 月末で終了

↓ 導入期限が延びた

令和 8 年 5 月 31 日まで延長

※加算点数（加算点数は変わらず）

・電子処方箋未導入医療機関

医療 DX 推進体制整備加算 4（歯科）9 点

医療 DX 推進体制整備加算 5（歯科）8 点

医療 DX 推進体制整備加算 6（歯科）6 点

在宅医療 DX 情報活用加算 2（歯科訪問診療料）8 点

【施設基準（医科医療機関）】

（要旨）電子処方箋要件なし

・電子処方箋導入医療機関

医療 DX 推進体制整備加算 1（歯科）11 点

医療 DX 推進体制整備加算 2（歯科）10 点

医療 DX 推進体制整備加算 3（歯科） 8 点

在宅医療 DX 情報活用加算 1（歯科訪問診療料）9 点

【施設基準（医科医療機関）】

（要旨）電子処方箋管理サービスに処方情報を登録できる体制（原則として
院外処方を行う場合には電子処方箋又は引き換え番号が印字された
紙の処方箋を発行すること）を有していること。

5) 外来診療等におけるマイナ保険証のスマホ搭載対応について（導入に係る補助の概要など）

※補助事業開始時期：令和 7 年 8 月下旬

※補助の流れ ①医療機関等向け総合ポータルサイトにて、クーポンコードを取得

②Amazon ビジネスの指定された専用ページで汎用カードリーダー等を選択

③決済画面にて、ポータルサイトで取得したクーポンコードを使用

※Amazon ビジネスのアカウントを持っていない場合、アカウントの新規登録が必要

※補助対象機器

クーポンコードは、病院で最大3つ、診療所または薬局で1つ発行可能

※スマホ搭載されたマイナ保険証の電子証明書を読み取るためには、「汎用カードリーダーの設置」が必要

（ただし、キャノンマーケティングジャパン社製の顔認証付きカードリーダーでは既に読み取り可能）

※1万4000円を上限として、2分の1の補助を行う

（医療機関への補助上限額は7,000円となる）

※スマホ搭載されたマイナ保険証の読み取り設定が完了した場合は、「スマートフォンのマイナ保険証の読み取りに対応している」ことを示すステッカーを8月下旬（2025年8月下旬）頃より全施設に対して一斉に発送する

→このステッカーを受付窓口などに掲示することで、患者が「この医療機関等ではスマホで保険診療を受けられる」と理解できる

※レセコン業者にご確認ください。

※医療機関等の窓口におけるスマートフォンでのマイナ保険証への対応

スマートフォンによるオンライン資格確認の環境を整備していない場合に、スマートフォンのみ持参した患者に対して、どのように対応すればよいか。

→当該スマートフォンからその場でマイナポータルにログインし、表示された資格情報の画面で保険資格が確認（従来の保険証方式）

その場合はレセプト件数ベースマイナ保険証利用率には反映されない

6) 保険講習会のお知らせ【歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準（歯初診）含】

日 時：令和7年 10月24日（金） 午後7時～

講 師：東京都歯科医師会 社保担当理事 岩崎 克彦 先生

開催場所：東京都歯科医師会館3階会議室

演 題：歯科保険診療報酬改定と施設基準の重要性

※今回は「保険講習会」に「初診料の注1に規定する施設基準の研修」を含んでいます

※保険講習会受講後（後日）受講証明書を配布予定

7) 東京都生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金について（1施設・18万円）

○詳しくは8月4日（月）に各医療機関に来ているメールをご確認ください。

【支給対象医療機関】

※令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている有床診療所（内科・歯科）、無床診療所（内科・歯科）及び訪問看護ステーション

※本事業における、ベースアップ評価料の「届出」とは厚生局に書類が到達した日を指し、令和7年3月31日までに届出を行い、令和7年4月1日以降、書類の不備があって返戻された場合や、審査支払機関から返戻された場合でも、最終的に受理されれば届出日に届け出たものと見なされます。

※令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下の業務効率化や職員の処遇改善を図る場合（いずれか（複数可））に所要の経費に相当する給付金を支給します。

- 1、I C T機器等の導入による業務効率化
タブレット端末、離床センサー、インカム、WE B会議設備、床ふき
ロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入
- 2、タスクシフト／シェアによる業務効率化
医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置による
タスクシフト／シェア
- 3、給付金を活用した更なる賃上げ
処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

【東京都保健医療局ホームページ】

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/iryo/jigyo/productivity>

【資料のダウンロード用 URL】

資料のダウンロードは、以下のリンクからお願いいたします。

https://i02.smp.ne.jp/u/download/tokyo_productivity.zip

【申請フォーム及び書類提出先】

(1) J グランツによる申請

以下の URL から J グランツにログインし、Excel 様式を申請（アップロード）
してください。（印鑑証明書は不要です）

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDU2TMAX>

(2) 申請フォーム入力後、送付される PDF を印刷しての紙申請

J グランツでの対応が難しく、紙申請を行う場合は、以下の URL から申請
フォームに必要事項を入力し、後ほど事務局より送付される PDF を印刷し、
押印の上、印鑑証明書及び口座情報が確認できる書類と併せてご提出ください。

ア. WEB 事前受付フォーム

<https://c018e407.form.kintoneapp.com/public/tokyo-productivity>

イ. 書類提出先

〒137-8691 新東京郵便局私書箱 106 号

東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金 事務局 宛

【申請期限】

(1) 交付申請：令和 7 年 12 月 31 日（水曜日）

※申請内容の審査は月毎に実施しております。

早期の申請により補助金の支給時期も早まりますので、
お早めの申請をお願いいたします。

(2) 実績報告：令和 8 年 2 月 28 日（土曜日）

【お問合せ先】

東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金 コールセンター

電 話：0 5 7 0 - 0 1 8 - 0 8 5（平日 9 時～17 時）

メール：tokyo_productivity@jtb.com

8) 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて

- ・これまで基本診療料や特掲診療料の施設基準の届出については、関東信越厚生局東京事務所に届出後、施設基準の要件を満たしていれば、受理後、受理番号や算定開始年月日等の通知（受理通知）が郵送されておりましたが、令和 7 年 8 月算定分の

届出から受理通知の郵送は行われず、関東信越厚生局 HP での確認となりました。

*** 広 報 ***

1)

*** 厚生文化 ***

1) 秋の懇親会のお知らせ

日時：11月15日(土) 18:00～

場所：マジックバー 丸の内 十時 丸の内ブリックスクエア店

参加費：会員と子供は無料

スタッフは5000円

※10月の保険委員会までにお申し込み下さい。

今年は趣向を変えて、マジックショーを見ながら楽しく会食しましょう！

*** 会 計 ***

1) 令和7年10月1日(水)に、令和7年9月分の月会費を口座振替させていただきます。

口座振替日の残高不足にご注意をお願いいたします。

振替不能の際は、整備会までに下記口座にお振込みください。

お振込先：一般社団法人 東京都新宿区四谷牛込歯科医師会

みずほ銀行 飯田橋支店 普通 2572593

*** その他 ***

1)